

## 岩手大学大学院連合農学研究科長適任者選出規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学の学部長等の選考等に関する規則第6条第2項に定める 岩手大学大学院連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)の適任者の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

### (選出の機関)

第2条 研究科長適任者の選出は岩手大学大学院連合農学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)において行う。

### (選考の基準及び事由)

第3条 研究科長の選考の基準及び事由は、岩手大学の学部長等の選考等に関する規則第3条及び第4条の規定によるものとする。

第4条 研究科長適任者は、選挙の当日、現に連合農学研究科の研究指導を担当する資格を有する岩手大学の専任の教授のうちから選出する。

### (選考の時期)

第5条 研究科長の選考の時期は、岩手大学の学部長等の選考等に関する規則第5条の規定による。

2 前項の選挙に関する事務は、岩手大学大学院連合農学研究科代議員会(以下「代議員会」という。)が管理する。

### (選挙資格者)

第6条 選挙資格を有する者は、選挙公示の日に現に連合農学研究科の研究指導又はその補助を担当する資格を有する教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、休職者は除く。

2 選挙公示の日に選挙資格を有していた者が選挙の日までに前項の職を去り又は休職となった場合は、その資格を失う。

### (選挙の公示及び通知)

第7条 代議員会は、選挙を行う理由を明らかにし、選挙の日時を定め公示するとともに、選挙資格を有する者に通知しなければならない。

### (選挙の方法)

第8条 選挙は投票により行い、単記無記名とする。

2 不在者投票及び代理投票は認めない。

3 代議員会が必要と認める場合は、オンラインによる選挙を行うことができる。

### (選挙)

第9条 選挙は、第4条に規定する者を被選挙資格者として行う。

2 投票の結果、有効投票の過半数を得た者を研究科長最終適任候補者とする。

3 投票の結果、有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の上位2人(最上位に得票同数の者が2人以上あるときはその者をすべて加え、また、2位に得票同数の者があると

きはその者をすべて加える。)について再投票を行い、得票多数の者を研究科長最終適任候補者とする。

4 前項の投票の結果、最上位に得票同数の者が2人以上あったときは、年長者を研究科長最終適任候補者とする。

(適任者の推薦)

第10条 研究科教授会は、選挙の結果により、研究科長適任者を決定し、これを学長に推薦するものとする。

(研究科長の任期)

第11条 研究科長の任期は、岩手大学の学部長等の選考等に関する規則第11条の規定によるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、研究科長適任者の選出に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年2月13日から施行し、平成20年11月7日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。